

資料3 働き方改革の視点から検証

令和6年12月定例会質問資料

17番議員 田中紀子

A)大綱3中項目(1)小項目①関係資料

A) 指定管理料における人件費

大綱3中項目(1)小項目①関係資料

	指定管理施設	指定管理期間	指定管理料	指定管理料算出にあたっての主な内訳				現在の従業員数
				人件費(金額)	人件費(何人分)	施設使用料(光熱費等)	備考欄	
総務部	市民会館	令和5年度から令和7年度	82,943,000	43,920,000	9人	○	—	4人
福祉部	身体障害者福祉センター	令和3年度から令和7年度	0	×	×	×	社会福祉協議会との協定書において、指定管理料は0円としている。	5.5人
福祉部	総合福祉会館	令和3年度から令和7年度	98,773,000	53,166,000	2人	×	市民総合福祉会館は、公募は行っていない。指定管理は木更津市社会福祉協議会に特定されている。	正規18人 嘱託職員24人 非常勤職員11人 合計53人 (非常勤職員は出勤日数が固定ではないため、常勤換算することができない)
福祉部	老人福祉センター	令和6年度から令和8年度	101,491,000	39,878,000	3人	○	—	3人
環境部	きみさらず聖苑(木更津市新火葬場)	令和4年12月1日から令和20年3月31日まで	2,322,856,000	890,010,000	18人	×	—	16.5人
環境部	木更津市霊園	令和6年度から令和8年度まで	107,250,000	9,289,000	5.3人	○	—	5.2人
都市整備部	小櫃堰公園	令和6年度から令和10年度まで	21,600,000	4,837,560	2.25人	○	人件費=人工(にんく)×最低賃金×諸経費30%	2.25人
市民部	木更津市金田地域交流センター	令和7年度から令和9年度まで	94,367,000	60,378,973	6人	○	—	—
市民部	木更津市金田地域交流センター	令和4年度から令和6年度まで	88,185,000	53,643,178	6人	○	清掃スタッフについて、指定管理料算出時の人件費には、含まれないが、「現在の従業員数」には含む。	6.03人
市民部	木更津市市民活動支援センター	令和7年度から令和9年度まで	53,515,000	46,497,297	7人	○	—	—
市民部	木更津市市民活動支援センター	令和5年度から令和6年度	31,085,000	24,685,124	6人	○	—	4.52人
市民部	木更津市健康増進センター	令和2年度から令和6年度まで	296,000,000	227,329,000	13.7人	○	—	36人
市民部	木更津市健康増進センター	令和7年度から令和11年度まで	336,000,000	226,962,000	13.7人	○	—	—
市民部	木更津市自転車駐車場	令和6年度から令和7年度まで	35,781,000	23,640,000	4人	○	—	5人
健康こども部	木更津市堂体育施設	令和5年度から令和7年度まで	290,301,000	122,169,600	6.8人	×	—	16人
健康こども部	木更津市立請西保育園	令和5年度から令和7年度まで	482,145,000	×	×	○	—	44人
健康こども部	木更津市請西子育て支援センター	令和5年度から令和7年度まで	54,072,000	×	×	○	国が定める子ども・子育て支援交付金交付要綱及び重層的支援体制整備事業交付要綱を基に指定管理料を設定している。(毎年基準額が変更するため、募集当初と現在では金額が異なる)	5.3人
経済部	木更津市地域交流拠点施設(道の駅木更津うまきたの里)	平成29年度から令和13年度まで	420,986,000	17,512,000	5人	○	—	22人
教育部	木更津市立少年自然の家キャンプ場	令和6年度から令和8年度まで	16,033,000	15,406,701	14,180時間	×	人件費は作業項目ごとに時間数で算出	会員数17人

資料3 働き方改革の視点から検証

令和6年12月定例会質問資料

17番議員 田中紀子

B) 子ども・子育て支援交付金交付要綱 放課後健全育成事業(特定分)

B)大綱3中項目(3)小項目③関係資料

放課後児童健全育成事業 (特定分)	1. 放課後児童健全育成事業	①放課後児童支援員（常勤職員に限る）を2名以上配置した場合	2024年9月議会で ①補助基準の引き上げ ②新設 常勤の放課後児童支援員を2人以上配置
		②放課後児童支援員、補助員を配置した場合	
		③放課後児童支援員1名のみ配置した場合	
		④補助員のみを原則2名以上配置した場合	
		⑤補助員を1名のみ配置した場合	
	2. 放課後子ども環境整備事業 1事業所年額	(1)放課後児童クラブ設置促進事業	ア 「放課後児童健全育成事業の実施について」（平成27年5月21日雇児発0521第8号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。2の3(1)3に定める事業を実施する場合 13,000,000円 イ 開所準備経費(礼金及び賃借料(開所前月分))を含まない場合（アを除く） 12,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 12,600,000円
		(2)放課後児童クラブ環境改善事業	ア 局長通知別添2の3(2)③及び④に定める事業を実施する場合 (ア)小学校の余裕教室を活用して放課後児童健全育成事業所を設置するとともに放課後子供教室と一体的に実施する場合 2,000,000円 (イ)幼稚園、認定こども園等を活用する場合 5,000,000円 イ 開所準備経費を含まない場合（アを除く） 1,000,000円 ウ 開所準備経費を含む場合（アを除く） 1,600,000円
		(3)放課後児童クラブ障害児受入促進事業	1,000,000円
		(4)倉庫設備整備事業	3,000,000円
	3. 放課後児童クラブ支援事業 1支援の単位あたり年額	(1)障害児受入推進事業	2,059,000円
(2)放課後児童クラブ運営支援事業 ア 賃借料補助 イ 移転関連費用補助 ウ 土地借料補助		ア 賃借料補助 3,374,000円 イ 移転関連費用補助 2,500,000円 ウ 土地借料補助 6,100,000円	
(3)放課後児童クラブ送迎支援事業		ア 待機児童が既に100人以上発生している市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 1,073,000円 イ ア以外の市町村に所在する放課後児童健全育成事業所の場合 536,000円	
放課後児童健全育成事業 (一般分)	1. 放課後児童支援員等処遇改善事業 1支援の単位あたり年額	(1)家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に従事する職員配置	1,678,000円
		(2)地域との連携・協力等の育成支援に従事する常勤職員配置	3,158,000円
	2. 障害児受入強化推進事業 (1支援の単位あたりの年額)	(1)障害児を3人以上受け入れる場合	ア 障害児を3人以上5人以下受け入れる場合 2,059,000円 イ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 2,059,000円 (イ)職員を2人以上配置 4,118,000円 ウ 障害児を9人以上受け入れる場合 (ア)職員を1人配置 2,059,000円 (イ)職員を2人配置 4,118,000円 (ウ)職員を3人以上配置 6,177,000円
		(2)医療的ケア児を受け入れる場合	ア 看護職員等を配置 4,061,000円 イ 看護職員等が送迎支援等を実施 1,353,000円
	3. 小規模放課後児童クラブ支援事業	1支援の単位あたり年額 643,000円	
	4. 放課後児童クラブにおける要支援児童等対応推進事業	1事業所あたり年額 1,369,000円	
	5. 放課後児童クラブ育成支援体制強化事業	1支援の単位あたり年額 1,500,000円	
	6. 放課後児童クラブ第三者評価受審推進事業	放課後児童クラブが第三者評価機関による評価を受審するために必要となる費用を補助 1事業所あたり年額 300,000円	
7. 放課後児童クラブ利用調整支援事業	1市町村あたり年額 4,258,000円		
8. 災害時放課後児童クラブ利用料金支援事業	令和6年能登半島地震により、放課後児童クラブを臨時休業等させた場合等において、市町村が保護者へ減免等する利用料相当額の一部を補助 1支援の単位あたり月額 280,000円		
放課後児童健全育成事業 (その他分)	1. 放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業	(1)放課後児童支援員を配置 対象職員1人あたり 131,000円 (2)概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員で、一定の研修を受講した者を配置 対象職員1人あたり 263,000円 (3)(2)の条件を満たす概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員で、事業所長(マネジメント)的立場にある者を配置 対象職員1人あたり 394,000円 ※ 1支援の単位当たりの基準額は、919,000円を上限とする。	
		2. 放課後児童支援員等処遇改善事業	11,000円×賃金改善対策者数×事業実施日数